

令和2年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 2年 5月15日（金）

午前 9時57分 開 会

午前11時25分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 報告第 1号 専決処分について（令和2年度滝川市一般会計補正予算（第2号））
日程第 4 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第3号）
日程第 5 議案第 2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第 5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 3号 滝川市税条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 4号 滝川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○追加日程

- 日程第 9 議案第 7号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第4号）
議案第 8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（16名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	6番	渡 邊 龍 之 君
7番	関 藤 龍 也 君	8番	寄 谷 猛 男 君
9番	佐々木 和 代 君	10番	安 樂 良 幸 君
11番	本 間 保 昭 君	12番	田 村 勇 君
13番	柴 田 文 男 君	14番	荒 木 文 一 君
15番	水 口 典 一 君	16番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君 副 市 長 千 田 史 朗 君

教 育 長	山 崎 猛 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	堀之内 孝 則 君	市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君
保 健 福 祉 部 長	和 田 英 昭 君	産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次	長	深 村 栄 司 君
書	記 壽 崎 行 洋 君	書	記	池 田 茂 喜 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山口議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について(令和2年度滝川市一般会計補正予算(第2号))

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について(令和2年度滝川市一般会計補正予算(第2号))を議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことに伴いまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は、令和2年度滝川市一般会計補正予算(第2号)です。

国の令和2年度補正予算(第1号)、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において全国民に対し給付金を支給する特別定額給付金給付事業が実施されることに伴う補正及び子育て世帯への生活支援のため、子育て世帯への臨時特別給付金事業が実施されることに伴う補正が主な内容となっております。

1ページを御覧ください。

第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ41億5,759万7,000円を追加し、予算の総額を251億5,037万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、令和2年4月27日でございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額100万円の増額につきましては、庁舎等の維持管理に要する経費の補正でございます。寄附者より新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のためにとご寄附いただいた財源を活用し、市役所1階、3階の窓口や図書館窓口、出先職場の子育て応援課窓口などに飛沫感染防止対策の透明アクリル板を早期に設置するため、補正したいとするものです。

2款1項9目特別定額給付金事業費、補正額40億4,845万円の増額につきましては、特別定額給付金給付事業に要する経費の補正でございます。国の令和2年度補正予算（第1号）、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、全国民に対し給付金を支給する特別定額給付金給付事業が実施されることに伴い、給付開始時期を可能な限り早めるために早期のシステム改修等を発注する必要があることから補正したいとするもので、費用の全額が総務省の特別定額給付金給付事業費補助金及び特別定額給付金事務費補助金で措置されるものです。

2款1項10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額5,500万円の増額につきましては、休業等要請協力支援金給付事業に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため北海道が実施する休業等の要請に応じ、北海道の支援金の交付を受けた市内事業所に対し、滝川市が独自に一律10万円を上乗せ支給するために補正したいとするもので、費用の全額を財政調整基金から繰り入れたいとするものです。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額5,254万7,000円の増額につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費の補正でございます。国の令和2年度補正予算（第1号）、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、子育て世帯への臨時特別給付金が創設され、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円が支給されることに伴い、一般受給者の給付開始時期を6月の支給日に合わせるために早期のシステム改修等を発注する必要があることから補正したいとするもので、費用の全額が内閣府の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で措置されるものです。

10款2項1目学校管理費、補正額33万3,000円の増額につきましては、学校保健に要する経費、小学校の補正でございます。寄附者より新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のためにとご寄附いただきました財源を活用し、市内の各小学校に非接触型赤外線体温計2本と消毒用次亜塩素酸水20リットル入り3本を早期に配置するため補正したいとするものです。

10款3項1目学校管理費、補正額22万2,000円の増額につきましては、学校保健に要する経費、中学校の補正でございます。同様に、市内の各中学校に非接触型赤外線体温計2本と消毒

用次亜塩素酸水20リットル入り3本を早期に配置するため補正したいとするものです。

10款4項1目学校管理費、補正額4万5,000円の増額につきましては、学校保健に要する経費、高等学校の補正でございます。同様に、滝川西高等学校に非接触型赤外線体温計2本と消毒用次亜塩素酸水20リットル入り2本を早期に配置するため補正したいとするものです。

以上、歳出合計で41億5,759万7,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。

17款2項1目総務費補助金から21款2項1目基金繰入金までは歳出関連でございます。

以上、歳入合計で41億5,759万7,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。堀議員。

○堀 議員 おはようございます。1点質疑させていただきます。

休業等要請の協力支援金ですが、これ滝川のホームページで調べてみますと5月下旬からというふうになっています。これの日程がある程度ははっきりしているならお示しをしてほしいのと、これに対する周知はどのようになされるのか。なぜお聞きするかというと、あまり知らないで、商工会にも入っていない、そういう飲食店の方もかなりいるみたいで、これについてはせっかくですのでしっかり周知してもらって給付していただければと思いますので、お聞きをします。

以上です。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、北海道の状況でございますが、北海道は5月の下旬から各申請のあった事業者に給付金を支給するというふうにお伺いしております。この制度は北海道の部分に上乘せするというところでございまして、それぞれ各市内の事業者様が北海道から交付決定通知とかを受け取っているとありますが、北海道と調整を今現在事務レベルでしておりまして、滝川市内の事業者のリスト、これを北海道から頂いて、そのリストを基に市内の事業者に申請書を送付しまして、その後交付決定通知書と申請書が返送され次第、順次手続を進めていきまして口座に振り込むということにしております。今現在明確に何月何日というのは、北海道のほうとまだ日程がはっきり決まっておりますので、これについてはできるだけ早くお願いしたいということで北海道のほうにも要請しているところでございます。また、現在広報等で周知しておりまして、そういった部分をぜひ見ていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。堀議員。

○堀 議員 周知は広報等ということですが、その広報すら見ない、そういう事業者さんがいる可能性もあるのですが、商工会にも入っていない、あなたの自己責任でしょうというふうになるのだろうとは思いますが、何かもう少し周知する方法はないものなのかというふうに思いますけれども、何かそういうようなことは考えていませんか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど次長が答弁で冒頭申し上げましたとおり、この協力支援金の該当というのが北海道が実施します支援金の交付を受けた事業者が対象になるということで、対象者がまず限定されております。ですから、先ほど次長が申し上げましたとおり、道のほうの交付金の該当を受けた事業者については、道からその対象について市町村のほうにも連絡を頂く形になっておりますので、そこに事前に市から申請書を送らせていただくということで、まず対象者が限定されるという前提で、広くどの事業者にでもということではないものですから、あくまでも該当する事業者に対しては市から全て申請書を発送させていただくと。それによって周知というのが基本的にはされるというふうに私どもはまず考えておりますけれども、ただ先ほども言いましたように、広くこういう制度があるということを市民に周知する部分についてはホームページ等で周知をさせていただくという形ですので、対象の事業者が限定されるということを考えますと、基本的には100パーセント対象の事業者については周知がなされるというふうに考えております。ただ、周知をした後、まだ例えば申請が上がってこないとかというようなことになれば、さらに次の手の周知ということも考えていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議 長 木下議員。

○木下議員 おはようございます。この休業等協力支援金の給付事業、大体500件ぐらい見ていると思うのですが、対象となる業種別の件数が分かったら教えてください。その見込みの内訳です。お願いします。

○議 長 最後のほうは業種別の数ということですか。

(「見込みの件数です」と言う声あり)

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 制度そのものが北海道の実施する休業要請に応じてということございまして、今現在実は細かくこの事業所ですとか個別に今ご質疑あったように分類しておりません。今現在考えられる範囲で最大の数ということで整理をさせていただいております。

○議 長 木下議員。

○木下議員 大体の概数も分からないのですか。その見込みを出したのではないですか、500件の中で。例えば飲食業が何件とか、娯楽施設だとか、いろいろありますよね。あと、学習塾だとか、そういういろんな、何件何件ぐらい大体でいいですけども、分かりませんか。

○議 長 答弁調整で少々お待ちください。

それでは、答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 経済センサスなどを参考に現在500件ということで全体数を把握しておりますが、主なものとしましては飲食店等で約300件程度、娯楽業で20件程度、あと分類されない小売業なんかで40件程度と、あとは教育、学習支援で50件程度、そういった感じな分類になっていると考えております。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 1点お伺いをします。

今回の補正の歳入に関わる部分で寄附を頂いております。コロナ対策に使ってくれということで、多分160万円だと思うのですが、寄附金って例えば受けてどういう流れに、どこかの基金に一旦積むのか、そこから歳出するのかというのをまず1つ伺いたいのと、ここからは今後の補正に直接関係ないので、答えられないというのだったらそれはしょうがないのですが、ある意味コロナ対策、今回のこういうことでの市民あるいは法人の行為ということでもありますので、恐らく特別定額給付金が市民に渡った後、寄附行為がコロナ対策にということで増えてくる可能性があるのですが、方法論は別にしてやっぱり何らかの、コロナ対策にということでこれだけ集まりましたということが分かりやすいようにしてほしいなという思いがあるので、そのことをどのようにお考えなのか。方法論は別です。ただ、総額でどれぐらいということは、この後また冬も第2波がある可能性があるのですが、寄附は受け付ける方向のほうが私はいいのではないのかなというふうに思うので、そのことをお答えできればお願いをいたします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、寄附の流れでございますが、当年度の部分の寄附を活用する場合は一旦積むのではなくて、そのまま活用していただくということで補正予算に計上する。その場合予算上は基金の繰入金という扱いではなくて繰越金の中で一括、そしてその基金について、頂いてもすぐ使わないものについては年度末に基金に積み立てるという流れになっております。

それから、今後そういったご寄附を頂けるというようなことになれば、今時点で考えられることは今既存の基金の中でふるさと基金というものがございます。この中で私どものほうで内訳をしっかりと、例えばコロナ対策に使っていただきたいということでのご寄附を賜った場合は内訳の中でそういったものを分類しまして、そしてしかるべき時期に集まった寄附で活用できる事業があれば基金繰入れ、年度を超えていけば基金繰入れと、当該年度でいけばまた同じような手続の中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 先ほどの質疑でも1つ伺ったのは、市民にこれだけ集まっていますと分かるような形にできるだけしたほうがいいのではないのかなという思いもあるので、それは私は滝川の市民力を表す一つだと思うので、そのことについて例えば広報でこれだけ集まっているとかというふうにするのか、それも今決まっていらないのでしょうかけれども、そういうものを、市民に示すものをお考えかどうか。

○議長 長 市長。

○市長 今の荒木議員のご質疑の中で市民力を示すためにもということがございます。私もそういうふうを考えるわけでございます。しかしながら、新たに基金をつくるとなると条例改正等々がかかりますので、それを含めて少し検討させていただいて、例えば医療機関のための募金を集めて今2億円とかいろいろ出ていますので、あれと同じような形で市民の皆さんにお示しできるようなこともできればいいなと私は思いますので、少し時間を頂きながら、取りあえず喫緊にご寄

附いただいた場合はふるさと基金の中のコロナ対策という項目で預からせていただいて、条例等を考えながらそういうものをつくるということも併せて検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第4 議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第3号)

○議 長 日程第4、議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、農林水産省の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を受けて行う認定農業者等の担い手が金融機関から融資を受けて農業用機械等を導入する際の費用の一部を助成するための補正となっております。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,496万1,000円を追加し、予算の総額を251億6,533万5,000円としたいとしますのでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。6款1項2目農業振興費、補正額1,496万1,000円の増額につきましては、担い手育成に要する経費の補正でございます。強い農業・担い手づくり総合支援交付金推進事業は、認定農業者等の担い手が金融機関から融資を受けて農業用機械等を導入する際、事業費の3割または融資額のいずれかの低い額に対して個人1,000万円または法人1,500万円を上限に助成する補助事業であり、採択を受けた2件の経営体に対し助成金を支出するため、1,496万1,000円を補正したいとしますので、費用の全額が農林水産省の強い

農業・担い手づくり総合支援交付金で措置されるものでございます。

以上、歳出合計で1,496万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。18款2項4目農林業費補助金は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1,496万1,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第5 議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第5、議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、後ほどご説明いたします議案第5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例で新型コロナウイルス感染症に関して傷病手当金の支給をできることとする改正に伴う補正でございます。

議案を御覧ください。第1項で、歳入歳出予算それぞれに93万3,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ45億2,308万1,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳出の2款6項に傷病手当金を追加いたします。

4 ページをお開きください。4 ページ以降は、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。補正の内容につきましてご説明いたしますので、6 ページ、7 ページをお開きください。歳入、3款1項1目保険給付費等交付金93万3,000円の増額につきましては、傷病手当金支給分として特別調整交付金が交付されることによる増額でございます。

次のページ、8 ページ、9 ページをお開きください。歳出、2款6項1目傷病手当金93万3,000円の増額でございます。

歳入歳出いずれも93万3,000円の増額となります。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案第5号、後ろのほうになりますが、御覧いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に感染した方などに対して傷病手当金の支給を行うため、滝川市国民健康保険条例を改正したいとするものでございます。

条例改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表でご説明いたしますので、資料1ページを御覧ください。これまで項立てになっておりましたが、条立てにまず改めます。

傷病手当金に関する改正につきましては、第3条からとなります。第3条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての規定で、第1項で、傷病手当金を支給するのは給与等の支払いを受けている者で新型コロナウイルスに感染したときまたは感染が疑われるときに労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数とすることの規定でございます。

第2項は、傷病手当金の金額についての規定で、傷病手当金の金額は、1日につき直近の継続した3か月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするものでございます。

次のページ、2 ページをお開きください。第3項、傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとするものです。

第4条、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整です。支給対象者が給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は傷病手当金を支給いたしません。その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額を支給することを規定した条文です。

第5条は、第4条に規定する者が受けることができるはずであった給与等を受けることができなかったときは、その額と傷病手当金との差額を支給すること及び市が支給した金額は、事業所の事業主から徴収することを規定した条文です。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日、支給日数の算定の根拠となる最初の日でございますが、の期間は、令和2年1月1日から規則で定める日、これは現在予定しているのは令和2年9月30日まででございますけれども、それまでの間に属する場合に傷病手当金の支給を適用されることとするものです。

以上を申し上げまして、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 今回の国保で傷病手当の制度をつくるということは市民にとって朗報だと思います。これについて対象者を給与等の支払いを受けている者に限っている点についてお伺いします。

国民健康保険の場合には様々な就業形態の方が加入しているわけでありまして、今回の傷病手当の制度が公平性とか、それから新型コロナウイルス感染症の拡大防止ということから考えれば、もっと広い方を対象とすべき制度ではないかというふうに考えます。ただ、これについては国のほうからの支援対象となるのが被用者、給与等を受けている者に限られているという点がネックになっていて、対象を広げることは各保険者でできるけれども、それについての支援はなく、保険者の負担になるということが大きいのではないかというふうに推測しています。その点から考えれば、コロナ対策として国のほうから臨時交付金等が交付され、本市においてもその活用が検討されているところですが、その中の一つとして位置づけて様々な課題の中で検討するというのも大事ではないかというふうに考えますが、市のほうの考えを伺わせてください。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 傷病手当支給の対象者についてのご質疑でございますけれども、健康保険法等で規定しているのが被用者、要するに給与を頂いている方が対象となっております。あくまでも考え方として給料を受けて働いている方が休みやすい環境をつくるということからスタートしておりますので、いわゆる事業主の方ですとか、滝川市内でいえば議員の皆さんもそうかもしれませんし、農業を営んでいる方もそうかもしれませんけれども、事業主の方等について休むことと給料とリンクしないところもあると考えております。滝川市の国民健康保険でなくて各種健康保険制度そのもので被用者に対しての支給となっておりますので、これを感染拡大防止のためにという理由で滝川市の国民健康保険だけ支給の対象を広げるということはちょっと考え方が異なってくるのかなと思っております。今私のほうではあくまでも被用者のみというふうに考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 厚生労働省のほうで出しているQアンドAとかによりますと国が定める対象者や支給額を超えて支給を行うことは可能であるというような記載があります。それと、鳥取県のほうでは個人事業者等に国民健康保険の傷病手当金の創設がされたところもあります。そういうことでは滝川でもやろうと思えばできないことではないと考えるのですが、その辺の確認だけさせてください。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 寄谷議員がおっしゃるとおり、やろうと思って制度的にできないというふうには理解しておりませんが、滝川市としては今は国の基本的な考え方に基づいて被用者に限定した傷病手当の支給をしたいと考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号及び第5号の2件を一括採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び第5号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第6 議案第3号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第3号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、この法改正に伴い市税条例を改正するものでございますが、一部については3月末日で専決処分により改正させていただいております。残りの分について改正したいとするものでございます。

条例改正の内容につきまして議案第3号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨でご説明いたしますので、資料を御覧ください。まず、第1条関係でございます。第24条、個人の市民税の非課税の範囲及び第33条の2、所得控除は、令和3年度以降の個人市民税の非課税措置について、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しに伴い、税制上単身児童扶養者と寡夫が一括してひとり親とされることに伴う改正でございます。

第35条の2は、地方税法改正に伴う条文の整理でございます。

第74条、固定資産に係る不申告に関する過料は、不申告に関する過料の対象に現所有者が行う申告を追加するものでございます。

第93条、たばこ税の課税標準は、軽量な葉巻たばこに対する課税方式の変更による改正でございまして、現在は重量比例課税でありますけれども、これが令和3年10月からは1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこを1本に換算し、課税するものとなりますけれども、令和2年10月から1年間は税負担の増加を緩和するため、1本当たりの重量が0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこを0.7本に換算するための改正でございます。

第138条、国民健康保険税の課税額は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の課税限度額を16万円から17万円に引き上げる改正でございます。

次のページ、2ページをお開きください。第161条、国民健康保険税の減額は、国民健康保険税の減額のうち2割軽減及び5割軽減に係る軽減基準額を引き上げるための改正です。

附則第3条は、延滞金の割合等の特例について規定しているもので、延滞金の割合の根拠となります。特例基準割合を延滞金特例基準割合と名称変更するとともに法人市民税について納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合を平均貸付割合に年0.5パーセントを加算した割合と改めるための改正でございます。

附則第4条は、前条の改正に伴う規定の整備です。

附則第6条、附則第7条の3の2は、改元に伴う条文の整理です。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例は、個人市民税において肉用牛の売却による特例の適用期間を3年延長するための改正です。

附則第10条は、地方税法改正に伴う条文整理です。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例についての改正で、1つ目といたしまして水力を利用した特定再生可能エネルギー発電設備の特定割合を4分の3に変更することと、2つ目といたしまして浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の特例割合を3分の2にすることを追加するための改正です。

3ページを御覧ください。附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条は、改元による条文整理です。

附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例は、周辺地域の利用状況に比べ利用の程度が低い低利用地などを譲渡した場合について新たに長期譲渡所得の特例及び優良住宅地の造成等のための譲渡所得の特例に加えると同時に、優良住宅地造成等のための譲渡所得の特例については、従前のものと併せまして特例の適用期間を3年延長するものでございます。

次のページ、4ページ、5ページをお開きください。附則第22条は、改元に伴う条文整理です。

附則第30条の3の2は、都市計画税に係るわがまち特例で、先ほどご説明いたしました浸水被害軽減地区の特例を定めるものでございます。

附則第31条及び附則第32条は、改元に伴う条文整理です。

附則第43条及び附則第44条は、国民健康保険税の課税の特例に関する改正で、先ほどご説明いたしました附則第17条の関係の低、未利用土地等を譲渡した場合の所得の特例の改正に伴う条文の整理でございます。

続いて、第2条関係です。第19条、次のページに移りまして第20条、第23条、第31条、第47条、第49条、第51条は、いずれも法人市民税について今まで企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度でしたが、これを各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することに伴う法改正による条文の整理でございます。

第93条たばこ税の課税標準は、令和3年10月から1本当たりの重量が1グラム未満の軽量葉巻たばこの本数の算定について改正するものでございます。

附則第3条は、第51条の改正に伴う条文の整理でございます。

以上を申し上げまして、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第7 議案第4号 滝川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第4号 滝川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方の北海道後期高齢者医療広域連合に対する傷病手当金の支給申請書の提出に係る受付事務を新たに条例に加えるための改正をしたいとするものでございます。

条例の改正内容につきましては、議案参考資料、新旧対照表でご説明いたしますので、資料を御覧ください。第2条は、市において行う事務を定めておりますが、新たに第7号の2を追加し、傷病手当金の支給に係る申請書提出の受付事務を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上を申し上げまして、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第4号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第8 議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第8、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 議案第6号について提案理由等の説明をいたします。

国や北海道の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての緊急事態宣言を受け、不要不急の外出自粛などにより多くの事業所の休業等が続いており、地域経済の低迷は深刻であります。国、北海道の支援策や市独自の支援策など危機的状況への対策を打ち出されているところでありますが、滝川市議会の意思として今できることを検討した結果、緊急事態宣言の影響を受けている独り親世帯への支援が急務と考え、この支援策事業の財源となるように議員報酬の独自削減について全会派等が一致したことから、議案のとおり本年7月から来年3月までの議員報酬を10パーセント削減することで議員報酬条例の改正案を提案いたします。

○議長 長 お諮りいたします。

本件におきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたもので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は可決されました。

お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。再開の時刻につきましては、放送にてお知らせいたします。休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時11分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議 長 配付しております追加日程表のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第9を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第9 議案第7号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第4号)

議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第9、議案第7号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第4号)、議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第7号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応策の一つとして一部を除く児童扶養手当受給世帯への臨時特別給付金を給付するための補正並びに議案第6号で上程されました議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う報酬の減額補正及び後ほど上程いたします議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う給料の減額を行うための補正となっております。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ402万2,000円を追加し、予算の総額を251億6,935万7,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目議会費、補正額486万9,000円の減額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。議会の議員の議員報酬を一部削減し、その財源を活用して滝川市独自の新型コロナウイルス感染症対応策として子育て世帯への給付事業を実施することを目的に、議案第6号で上程されました議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う報酬の減額を行う補正となっております。

2款1項10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額1,059万円の増額につきましては、児童扶養手当受給世帯への臨時特別給付事業に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応に係る滝川市の独自支援策として、令和2年5月1日現在児童扶養手当受給世帯のうち全部停止世帯及び生活保護受給世帯を除く353世帯に対し、1世帯当たり3万円の臨時特別給付金を給付するため補正したいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額169万9,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応に係る滝川市の独自支援策として実施する児童扶養手当受給世帯への臨時特別給付金給付事業の一部に特別職の給料を充てるため、後ほど上程いたします議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う給料の減額を行うため、補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で402万2,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。21款2項1目基金繰入金は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で402万2,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、令和2年7月から令和3年3月までの間、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額し、当該減額した費用について新型コロナウイルス感染症対応策に係る当市の独自支援策として実施する児童扶養手当受給世帯への臨時特別給付金給付事業の一部に充てるため、特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を改正したいとするものであります。

議案第8号参考資料の新旧対照表、1ページを御覧ください。初めに、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）についてでございますが、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして施行期日を付し、附則第2項及び第3項に令和2年7月から令和3年3月までの給料月額に関する特例措置を加えるものでございます。

附則第2項は、特例措置の内容について給料月額を市長が10パーセント、副市長が8パーセン

ト減額するもので、附則第3項は、期末手当の額について算定の基礎となる給料月額については減額前の額とするものであります。

次に、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正（第2条関係）でございますが、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして施行期日を付し、附則第2項及び第3項に令和2年7月から令和3年3月までの給料月額に関する特例措置を加えるものであります。

附則第2項は、特例措置の内容について教育長の給料月額を5パーセント減額するもので、附則第3項は、期末手当の額について算定の基礎となる給料月額については減額前の額とするものであります。

最後に、次のページにかけて附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 1点だけ伺います。

児童扶養手当の受給世帯への臨時特別給付金の件なのですが、実は昨日あたりから非公式にいろんなことを伺っていてほぼクリアになっているのですが、公式にきちっと聞いておいたほうがいいというふうにしたので質疑させていただきますが、当該家庭と申しますか、世帯が通常いろいろ減免等のいわゆる恩恵的な措置を受けているのだらうというふうに想定しますが、この給付金を受けることによって次年度その不利益が生じることはないというふうに判断をしてよろしいでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまのご質疑にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられたとおり、児童扶養手当を受けられている方はいろいろな減免措置ですとか、そういったことを受けられている世帯はいらっしゃるかと思います。今回の給付金につきましては、今現在滝川税務署さんともご相談をさせていただいておりますが、現在のところ一時所得とみなされるというようなご回答を頂いております。一時所得につきましては50万円の特別控除が適用されるというようなことがございますので、これを超えない限り課税対象にはならないということになります。この点ですとか、そういった影響が、所得に関しての課税対象になる、ならないというところ、こういった記載については今後周知を図って、この給付金について受け取りを拒否されるという方についてはそういう届出をいただいて、受け取らない手続をできるような形で支給を進めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第7号及び第8号の2件を一括採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号及び第8号の2件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

- 議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。
これにて令和2年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時25分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員